

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」に係るパブリックコメントの実施を不要とする理由

令和 7 年 3 月 26 日  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行のため、その施行期日を定める政令の制定が必要となっているところ（同法附則第1条第4号）。

パブリックコメントの実施については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第1号に基づき、不要としたい。

○行政手続法（抄）  
（適用除外）

第三条（略）

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二～六（略）

3（略）